

改正後	現行
<p>⑭ その他 (略)</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑯ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第3の7の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(4) 行動援護サービス費 ①～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第4の7の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u></p>	<p><u>も可能とする。</u></p> <p>ア <u>区分3の利用者に対して提供した場合の加算、区分4以上の利用者に対して提供した場合の加算及び盲ろう者支援加算については、支給決定の更新等を行い、かつ、当該加算の要件に該当する利用者に行行援護を提供した場合に算定できるものであること。</u></p> <p>イ <u>盲ろう者向け通訳・介助員は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者に対して</u> <u>も同行援護を提供できること。同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の報酬は、いずれの者に対する場合であっても、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>⑮ その他 (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略) (新設)</p> <p>(4) 行動援護サービス費 ①～⑭ (略) (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第5の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 <u>なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第6の16の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u></p>	<p>(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略) (新設)</p> <p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑱ (略) (新設)</p>